

KPMG Newsletter

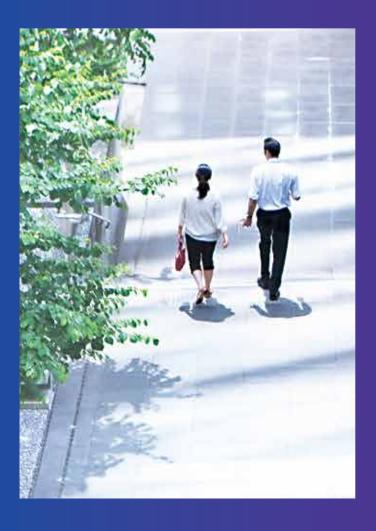
KPMG Insight

Topic 1

海外最新動向

中国税関と税務局間での移転価格協同管理制度 および試行成功事例のご紹介

韓国税務の最新動向 〜新政権が掲げる租税公約〜



vol. **56**

海外最新動向

中国税関と税務局間での移転価格協同管理制度および 試行成功事例のご紹介 韓国税務の最新動向 ~新政権が掲げる租税公約~

KPMG Advisory (China) Limited

陳蔚/パートナー

KPMG韓国

ベク・チョンウク/ディレクター 濱嵜 康宏/マネジャー

中国税関と税務局の現行管理体制の下では、企業は海外関連者から輸入仕入を行 う場合、税関と税務局の法規および課税に対する着眼点の違いにより、二重課税 問題が生じる可能性があります。長年にわたって発生してきたこの問題を解決する ために、このたび、中国深圳で移転価格協同管理制度が公布され、中国で初めて 政府部門をまたぐ協力体制が創出されることとなりました。ここでは、当該制度の 概要および当該制度に基づきKPMG中国チームが担当した中国初の成功事例を ご紹介します。

韓国では、2022年3月9日に大統領選挙が行われ、国民の力党の尹錫悦(ユン・ソ クヨル)氏が約25万票差(約0.7%)という僅差により、共に民主党の李在明(イ・ ジェミョン)氏を破り大韓民国第20代大統領に当選しました。

新政権は経済、安保、外交、住宅事情、原発等の各政策について文在寅(ムン・ ジェイン) 前政権の路線からの軌道修正を公約に掲げていますが、本稿はそのうち 日系企業経営への影響が想定される税制分野について解説します。

なお、本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめ お断りいたします。

POINT 1

中国税関と税務局間での移転価格協同管理制度および試行成功事例のご紹介 深圳の税務局と税関は、税関の事前裁定、税務局の事前確認制度(以下、「APA」とい う)、および企業との三者間覚書を締結・執行する形で、深圳企業の関連者輸入価格に 対する事前審査と協同管理制度を発表し、中国初の革新的な制度として注目されて いる。

POINT 2

韓国税務の最新動向 ~新政権が掲げる租税公約~ 新政権は以下の選挙公約を2022年税制改正に反映するよう準備している。

- 不動産市場の安定化に向けた複数の税制支援
- 企業投資促進のための法人税制改正
- 暗号資産のような新しい投資形態に対する税制整備までの課税猶予 ただし、新政権を支える国民の力党は少数与党のため、政権運営に不安がある。



陳蔚 Vivian Chen



ベク・チョンウク Baik, Chun-Wook



濱嵜 康宏 Yasuhiro Hamasaki

中国税関と税務局間での移転 価格協同管理制度および試行 成功事例のご紹介

1. 背景

多国籍企業ではグローバルでのサプライチェーンの最適化を追求し、クロスボーダー関連企業取引が盛んに行われており、関連企業取引の輸入価格設定の合理性について、税務局は移転価格税制、税関は関税評価制度に基づき、両当局が管理審査を行っています。企業の関連者輸入取引に対し、中国の税関と税務局は同一の独立企業間取引の原則に基づき審査するものの、双方の着眼点は次の通り一致していません。

- 税関の着眼点:輸入貨物の成約価格 は税関の輸入税金の主な課税標準とな る。そのため、税関は中国における企業 の輸入価格が不当に低く設定・申告さ れ、輸入税金の過小納付問題がないか に注目する。
- 税務局の着眼点:輸入者である中国企業に企業所得税を課税する際に、収入から損金算入できる原価、費用を差し引いた後の課税所得が課税標準となる。そのため、税務局は輸入価格(仕入原価)が不当に高く設定され、中国における企業の課税所得を過少に計算している問題がないかに着目する。

以上のように、税関と税務局は審査の 着眼点が異なり、課税に対する考えが相 反していることから、それぞれ独立してい る依拠法規と管理体制に基づき、企業の 関連取引に対して異なる判定結果を出す のが一般的です。したがって、企業が税 関または税務局のいずれかから移転価格 関連の質疑と課税を受けた場合、税関と 税務局の間の二重課税問題が生じてしま います。これは中国のみならず、グローバ ルでも普遍的に存在している問題です。と りわけ、中国では関連者からの輸入価格 評価の税関調査が増加しており、それに 関連して二重課税問題が多く発生してい ます。

中国税関と税務局間での移転価格協 同管理制度発足

このような二重課税問題を解決するため、中国深圳市の税関と税務局は2022年5月18日付けで「深圳税関 国家税務総局深圳市税務局 関連輸入貨物移転価格協同管理に関する通告」を公布。中国で初めて政府部門をまたぐ協力体制を創出し、関連者輸入価格に対する移転価格協同管理制度を正式に実施することとなりました。これは中国としても世界的にも画期的な取組みとして高く評価されるでしょう。

深圳の移転価格協同管理制度の公告は 根拠法令、申請条件、申請フロー、三者覚 書の主要内容を記載しています。制度の主 な内容は以下の通りです。

- 依拠法令: 税務局のAPA制度関連法令 および税関の事前裁定関連法令
- 申請条件:申請者の法人登録地が深圳 であり、かつ税関事前裁定および税務 局のAPAにおける申請条件を満たすこ と
- 申請フローおよび協議成果物:企業は 深圳税関と税務局の関連部署に申請提 出し、両当局による協同評価作業を経 て、協議合意結果にて税関から事前裁 定を入手し、税務局とAPAを締結すると

同時に三者間の協同管理覚書を締結

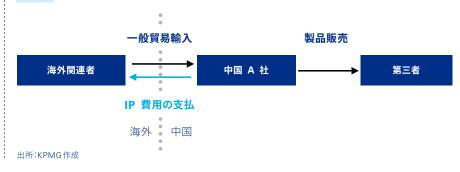
- 覚書の主要内容:
 - >適用期間:3年
 - ➤ 移転価格算定方法と税関価格評価 方法: 覚書には、税務上の移転価格 算定方法と税関の価格評価方法、適 用の財務指標および独立企業間利益 率レンジを明記しなければならない。
 - ➤ 申請者貨物価格調整:適用期間中のいずれの年度においても、企業は覚書に合意される独立企業間利益率レンジの中位数と一致するように利益率を達成しなければならない。もし実績が中位数より低い、もしくは高い場合、企業は申告上中位数まで価格調整を行わなければならず、深圳税関と深圳税務局はそれぞれの法令に基づき手続きを実施する。

KPMGがサポートした中国初試行事 例の紹介

この新制度の正式公布前に、深圳税関と税務局は、深圳にある日系企業A社と関連者輸入価格に関する協同管理協議を実施しました。KPMG中国はA社の税務顧問として当該試行事例の全プロセスに深く関与し、協同管理制度の実行可能性の検討、当局との試行案件の協議と合意、制度化までのすべてのプロセスで支援しました。(図表1参照)

協同管理制度への申請により、A社は 以下のようなメリットを受けています。

図表1 A社の関連者取引の流れ



- 不合理な税負担を低減: A社は輸入価格のままで企業所得税納税申告をしてきたが、税関調査で加算調整された輸入価格で輸入税金を追納した。その後、協同管理制度への申請により、税関の追納による課税ベース増加分に対し、A社は税務局で課税所得減額を受け、法人税の減税を受けた。加えて、A社は協同管理協議に定めた利益水準を達成できれば、税関によるロイヤルティ課税が不要となり、長年悩まされていた税関ロイヤルティ課税問題が解決できた。
- 当局による調査リスクを解消:税関と 税務局による移転価格課税、税関によるロイヤルティ課税等の調査リスクを解 消し、将来の移転価格ポリシーの安定 性を高めた。
- 複数税関への調査対応によるプレッシャーから解放: A社は法人登録地の深圳以外の複数税関に輸入価格の監督を受けて、複数の税関調査対応に迫られていた。協同管理制度への申請により、A社の関連者輸入取引価格に対する審査はまとめて深圳税関が担当することとなった。

上述の試行事例の成功と深圳で協同管理制度の発足に伴って、深圳以外の一部地区では同様の制度の導入を検討しはじめる動きがみられています。将来的に他の地域もしくは中国全土における制度の試行と運用が行われ、より多くの納税者が恩恵を受けられることを期待しています。

4.移転価格協同管理制度の活用方法の 検討

近年、移転価格にまつわる以下のよう な悩みを抱えている多国籍企業は多く存 在すると思われます。

- 関連者の輸入や仕入に関して税関の課税を受けている企業
- 税関のロイヤルティ課税を受けている 企業

- 中国子会社の利益水準が高く、日本の 移転価格問題や中国から海外関連者へ の利益還元問題の解決を望む企業
- 年末移転価格ー括調整の際に、海外送 入金問題がある企業
- 従来の税関調査や移転価格調査対応の プレッシャーを低減し、将来の移転価 格ポリシーの確定性を高めることを望 む企業

協同管理制度の活用は上記事項に対する対策の一案として考えられますが、正式申請前に以下に記載する各中国子会社状況を事前に整理することを推奨します。

- 各中国子会社の税関課税関係と税務局 課税関係の整理
- 税関と税務局の課税に関わる社内の管理体制および内部情報交換状況の整理
- 各中国子会社のサプライチェーンと商 流の整理

また、上述のように、現時点において協同管理制度の適用は深圳法人しか申請できません。したがって、深圳以外の中国法人が関連制度の利用を希望する場合、各地の関連当局へ打診と交渉を行い、中国の他の地区で試行案件の申請を試みることが考えられます。もしくは中国事業のサプライチェーンを見直したうえで既存または新設の深圳法人を利用し、深圳の現行制度を活用することができます。

0

韓国税務の最新動向 〜新政権が掲げる租税公約〜

1. 大統領選挙における公約について

2022年3月9日に行われた大統領選挙において、尹錫悦 (ユン・ソクヨル)氏は以下を選挙公約に掲げていました1。

①新型コロナウイルス感染症の克服 ②幸福経済時代、成長と福祉の好循環

- ③公正と常識の回復、大韓民国正常化
- ④温かい仲間、皆が幸せな大韓民国
- ⑤堂々とした外交、堅固な安保(未来志向 的な日韓関係を含む)
- ⑥大胆な未来、自立と創意が尊重される 国
- ⑦クリーンな環境、炭素中立を跳躍する きっかけに
- ⑧安心大韓民国、皆が安全な国
- ⑨均衡発展、バランスよく生きる大韓民国
- ⑩国政革新、デジタルプラットフォーム政 府

これらの公約を掲げて尹錫悦 (ユン・ソクヨル)氏が李在明 (イ・ジェミョン)氏との接戦を制し、第20代大統領に当選しました。以下では、このうち租税分野を中心に公約内容および今後予想される税制改正について解説します。

2.今後の税制改正について

新大統領の選挙公約のうち租税分野については、大部分が2022年度税制改正に反映されていくことが予想されます。(図表2参照)

以下では、それぞれの内容を解説し ます。

(1)不動産税制

新政権ではタスクフォースを組成して不動産税制全般を正常化する案を推進しています。前政権では市場原理を適切に考慮しなかったことが不動産価格の高騰を抑えられなかった主な原因ととらえ、新政権は市場原理がうまく機能するよう税制を改正することで不動産市場の安定化を図ろうとしています。

韓国の不動産税制は大きく分けて保有 税と取引税に構成されており、これに関し て新政権が準備している税制改正は以下 の通りです。

図表2 主な租税公約とその進捗状況

公約		進捗状況
不動産税	保有税率の引き下げ	総合不動産税率の引き下げを2022年度税 制改正案に包含する予定
	多住宅者譲渡税の重科緩和	尹錫悦(ユン·ソクヨル)大統領就任日の5月 10日以降から適用中
	総合不動産税と財産税の統合	新政府が継続して検討中
所得税	暗号資産所得の非課税基準 および課税時期の調整	2022年度税制改正案に包含する予定
法人税	法人税の最高税率の引き下げ	選挙公約には存在しなかったものの、新た に税制改正案に包含する予定
	新産業等の育成R&D支援中小・中堅・ベンチャー企業等の支援および育成等	2022年度税制改正案に包含する予定

出所:「第20代大統領選 国民の力党 政策公約集」(国民の力党HP) 「新政権の経済政策方向」(2022年6月16日韓国政府発表)を基にKPMGにて作成

(i) 保有税

納税者の負担能力を考慮して賦課水準 および変動幅を調整することを目標として います。

- ➤公正市場価額比率の調整を通じて不 動産公示価格を2020年水準に戻す
- ➤公示価格の算定根拠および評価手続 の公開について透明性を確保する
- ▶地方自治体に公示価格の検証セン ターを設置し、中央政府の公示価格 を相互検証する
- ▶今後公示価格の現実化推進計画を 再樹立する
- ▶1住宅保有者の税率上限を文在寅(ム ン・ジェイン) 政権発足以前の水準に 緩和する

1住宅保有者、非調整地域の2住宅保 有者:150%→50%

調整地域の2住宅保有者、3住宅保有 者、法人:300%→200%

- ▶1住宅の長期保有者に対して年齢に 関係なく売却・相続時点まで納付繰 延を許容する
- >課税基準を保有住宅戸数から価額基 準に転換する

(ii) 取引税

譲渡所得税と取得税をそれぞれ緩和す る方向で改正される予定です。これに伴い 不動産供給が増加し、不動産価格の安定 が形成されると新政権は予想しています。

• 譲渡所得税

▶多住宅保有者に対する重課税率の適 用を最大2年間猶予し、不動産税制 の総合改編過程で多住宅保有者に対 する重課税方針を見直していく

• 取得税

- ▶1住宅保有者の円滑な住居移動を促 すため、1~3%の税率を単一化する か税率適用区間を単純化する
- ▶単純累進税率を超過累進税率に転
- ▶生涯初の住宅購買者に対して取得税 の免除、または1%の単一税率を適用
- ≫調整地域の2住宅以上に対する累進 課税を緩和する

(2) 所得税制

新政権は、個人投資の安定化と活性化 の両面を考慮した所得税改正を計画して います。特に暗号資産のような新たな投 資形態に関しては前政権が決定した課税 方針を緩和し、明確な定義やルールを整 備するまでは課税を猶予することで市場 への影響を抑え、取引の活性化を図ってい ます。

• 暗号資産関連税制

- >前政権:非課税枠は年間250万ウォ ン、2022年1月から課税
- >新政権:非課税枠は年間5,000万ウォ ン、2023年1月から課税

(3)法人税制

新政府は半導体のような主要産業の育 成、R&D活動、および中小企業育成を目 的として以下の法人税制の改正を計画し ています。

(i) 新産業等の育成

未来自動車、二次電池、バイオ等の新 産業分野への税制支援を拡大する予定で す。具体的には、R&Dおよび施設投資税 額控除を拡大して半導体産業に対する実 効的な支援を行うとともに、クラウドコン ピューティング研究開発投資企業に対し ては税額控除等の"クラウドインセンティ ブ"制度を導入する予定です。

(ii) R&D支援

租税支援、金融支援の拡充、拠出支援 の民間とのマッチングを拡大して、積極的 な税制支援により民間投資の倍増を計画 しています。

(iii) 中小企業の支援および育成

ESG指標を活用した税制支援により中 小・ベンチャー企業のESG力量の強化を 図る予定です。特に工場自動化、eコマー スのための物流設備の自動化、クラウドお よびソフトウェア等のデジタル転換投資 に対する税政支援の強化することを計画 しています。

(iv) 法人税率の引き下げ

前政権は発足初年度の2017年に法人税の最高税率を1990年以後27年ぶりに22%から25%に引き上げました。当時は投資誘致の目的で米国が法人税率を35%から21%に14%ポイントも下げ、英国・フランスなどヨーロッパでも法人税引き下げ競争が繰り広げられた状況であったことから、韓国だけが逆行しているという指摘がありました。

上記の結果、税負担が増加し企業投資に悪影響を及ぼしたと考え、新政権は企業投資や雇用創出の誘引のために最高税率を25%から22%に引き下げるとともに、4段階で構成されている課税標準をより単純化させることを2022年6月16日に開催された「新政権経済政策方向会議」において発表しました。

以上のとおり、本稿を寄稿する2022年6 月末現在において、新政権は選挙公約の 実現のためさまざまな税制改正を計画し ています。

しかしながら、韓国の国会300議席のうち6割以上は共に民主党が占めており、新政権を支える国民の力党は少数与党となります。そのため、少なくとも2024年の次回国会議員選挙までは厳しい国政運営が迫られ、その実現性は不透明な状況が続くと予想されます。

¹ 「第20代大統領選 国民の力党 政策 公約集」

https://www.peoplepowerparty.kr/renewal/policy/data_pledge.do

関連情報

KPMGは、日本企業の海外事業展開をこまやかに 支援するため、世界の主要 35ヵ国 89 都市に、約 760名の日本人および日本語対応が 可能なプロ フェッショナルを配しています。

各国の最新情報については、下記をご覧ください。

海外進出支援窓口

https://home.kpmg/jp/ja/home/services/global-support.html

中国

https://home.kpmg/jp/ja/home/services/global-support/china.html

韓国

https://home.kpmg/jp/ja/home/services/global-support/korea.html

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

KPMG Advisory (China) Limited

陳蔚/パートナー

- **3** +86 (755) 2547 1198
- ▼ vivian.w.chen@kpmg.com

KPMG韓国

ベク・チョンウク/ディレクター

- **3** +82 (2) 2112 3339

濱嵜康宏/マネジャー

- **3** +82 (2) 2112 0263

KPMGジャパン

home.kpmg/jp

home.kpmg/jp/socialmedia













本書の全部または一部の複写・複製・転訳載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、 的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありま せん。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する 適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2022 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2022 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト©IFRS®Foundation すべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人は IFRS 財団の許可を得て複製しています。複製 および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS 財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.org でご確認ください。

免責事項:適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS 財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません(過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない)。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「IFRS®」、「IAS®」および「IASB®」は IFRS 財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この登録 商標が使用中および(または)登録されている国の詳細については IFRS 財団にお問い合わせください。